【様式2-1】

平成20年度契約点検結果【競争性のない随意契約】

独立行政法人名 ： 土木研究所

（単位：円、人）

No.	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公益法人等（注11）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人等との契約の場合は再委託率（%）	左記再委託がある場合は、契約規定の有無	再就職の役員の数	随意契約理由等（点検前の状況）（注5）						点検前に自ら改善することとした内容（注6）						点検結果									備考
												随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定があるが現時点で移行困難な理由	競争性のある契約への移行予定年限	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約へ前倒し（注7）	その他見直し	左記の具体的内容（改善点なしの場合その理由）	公益法人等との再委託に関するもの（注10）	契約価格の妥当性に関すること（注10）	契約監視委員会等からの指摘事項（点検前の改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由）	公益法人等との再委託に関するもの（注10）	契約価格の妥当性に関すること（注10）	指摘事項等に対する具体的取組み	公益法人等との再委託に関するもの（注10）	契約価格の妥当性に関すること（注10）	点検の結果、適当とされた契約方式（注8）	見直し区分（注9）	
1	電気料（構内施設）	契約職 独立行政法人土木研究所 所長 恒松浩 札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H20.04.01	北海道電力(株) 札幌市中央区大通東１丁目		－	46,289,060	－			－	会計規程第52条第4項第1号	当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	有り	仕様書の作成及び政府調達の手続に時間を要さざるを得なかったため。	平成21年度	○			21年度一般競争契約に移行			点検前の改善内容に同意する。			21年度一般競争契約に移行			1	1	点検前に移行済み
2	電気料	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H20.04.01	中部電力㈱ 愛知県名古屋市東区東新町1番地		－	2,531,434	－			－	会計規程第52条第4項第1号	提供を行うことが可能な業者が一であるため。	8	無						公共料金等			随意契約によらざるを得ない契約である。									
3	電気料	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H20.04.01	東北電力㈱ 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号		－	1,652,838	－			－	会計規程第52条第4項第1号	提供を行うことが可能な業者が一であるため。	8	無						公共料金等			随意契約によらざるを得ない契約である。									
4	電気通信役務	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H20.04.01	東日本電信電話㈱ 東京都新宿区西新宿3-19-2		－	1,695,695	－			－	会計規程第52条第4項第1号	災害時優先回線を所有しており、優先回線を確保するため。	8	無						公共料金等			随意契約によらざるを得ない契約である。									
5	電気通信役務	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H20.04.01	NTTコミュニケーションズ㈱ 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号		－	1,232,975	－			－	会計規程第52条第4項第1号	本契約は、マイライン契約により導入当初経済的に有利となる通信会社と契約を締結したものであり、長期継続契約を行っている。	8	無						公共料金等			随意契約によらざるを得ない契約である。									
6	電気通信役務	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H20.04.01	㈱NTTドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号		－	7,166,675	－			－	会計規程第52条第4項第1号	他社より通信可能エリアが広く災害対応を考慮したため。	8	無						公共料金等			随意契約によらざるを得ない契約である。									
7	水道料	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H20.04.01	つくば市水道部 茨城県つくば市谷田部4741番地		－	8,352,874	－			－	会計規程第52条第4項第1号	提供を行うことが可能な業者が一であるため。	8	無						公共料金等			随意契約によらざるを得ない契約である。									
8	下水道料	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H20.04.01	つくば市水道部 茨城県つくば市谷田部4741番地		－	2,370,072	－			－	会計規程第52条第4項第1号	提供を行うことが可能な業者が一であるため。	8	無						公共料金等			随意契約によらざるを得ない契約である。									
9	電話料	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H20.04.01	KDDI 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号		－	1,120,251	－			－	会計規程第52条第4項第1号	当該携帯電話サービスの提供を行う唯一の業者であり、長期継続契約を行っている。	8	無						公共料金等			随意契約によらざるを得ない契約である。									
10	水道料	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H20.04.01	札幌市水道事業管理者 札幌市中央区大通東１１丁目		－	10,088,764	－			－	会計規程第52条第4項第1号	当該地域において、上下水道事業の提供を受けることのできる唯一の者であるため。	8	無						公共料金等			随意契約によらざるを得ない契約である。									
11	電気料（構外施設）	契約職 独立行政法人土木研究所 所長 恒松浩 札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H20.04.01	北海道電力(株) 札幌市中央区大通東１丁目		－	11,514,787	－			－	会計規程第52条第4項第1号	当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	無						公共料金等			随意契約によらざるを得ない契約である。									

No.	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公益法人等(注11)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人等との契約の場合は再委託率(%)	左記再委託がある場合は、契約規定の有無	再就職の役員の数	随意契約理由等(点検前の状況)(注5)						点検前に自ら改善することとした内容(注6)						点検結果									備　考
												随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定があるが現時点で移行困難な理由	競争性のある契約への移行予定年限	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約へ前倒し(注7)	その他見直し	左記の具体的内容(改善点なしの場合その理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関すること(注10)	契約監視委員会等からの指摘事項(点検前の改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関すること(注10)	指摘事項等に対する具体的取組み	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関すること(注10)	点検の結果、適当とされた契約方式(注8)	見直し区分(注9)	
12	電話料	契約職　独立行政法人土木研究所寒地土木研究所　所長　恒松浩　札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H20.04.01	東日本電信電話(株) 札幌市中央区北1条西6丁目1		－	7,443,314	－			－	会計規程第52条第4項第1号	災害時優先回線を所有しており、優先回線を確保するため。	8	無						公共料金等			随意契約によらざるを得ない契約である。									
13	回線使用料	契約職　独立行政法人土木研究所寒地土木研究所　所長　恒松浩　札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H20.04.01	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) 東京都千代田区幸町1－1－6		－	3,031,518	－			－	会計規程第52条第4項第1号	マイライン契約により導入当初、経済的に有利となる通信会社と契約を締結したものであり、長期継続契約を行っている。	8	無						公共料金等			随意契約によらざるを得ない契約である。									
14	携帯電話料	契約職　独立行政法人土木研究所寒地土木研究所　所長　恒松浩　札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H20.04.01	エヌ・ティ・ティドコモ北海道(株) 札幌市中央区北1条西14丁目6		－	2,592,886	－			－	会計規程第52条第4項第1号	他社より通信可能エリアが広く災害対応を考慮したため。	8	無						公共料金等			随意契約によらざるを得ない契約である。									
15	高速デジタル回線使用料	契約職　独立行政法人土木研究所寒地土木研究所　所長　恒松浩　札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H20.04.01	北海道総合通信網(株) 札幌市中央区北1条東2丁目5－3		－	4,277,700	－			－	会計規程第52条第4項第1号	ホットネット契約により導入当初、経済的に有利となる通信会社と契約を締結したものであり、長期継続契約を行っている。	8	無						公共料金等			随意契約によらざるを得ない契約である。									
16	土地賃貸借(雪崩・地すべり研究センター敷地外)	契約職　独立行政法人土木研究所　理事長　坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H20.04.01	妙高市長 新潟県妙高市栄町5-1		－	2,103,078	－			－	会計規程第52条第4項第1号	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約。	5	無						場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約。			随意契約によらざるを得ない契約である。									
17	独立行政法人土木研究所宿舎借上(単価契約)	契約職　独立行政法人土木研究所　理事長　坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H20.04.01	(社)科学技術国際交流センター 茨城県つくば市竹園2-20-5	○	－	1,200,000	－			－	会計規程第52条第4項第1号	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約。	5	無						場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約。			随意契約によらざるを得ない契約である。									
18	独立行政法人土木研究所宿舎借上(単価契約)	契約職　独立行政法人土木研究所　理事長　坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H20.04.01	(社)科学技術国際交流センター 茨城県つくば市竹園2-20-5	○	－	1,200,000	－			－	会計規程第52条第4項第1号	場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約。	5	無						場所が限定されることにより、供給者が一に特定される賃貸借契約。			随意契約によらざるを得ない契約である。									
19	寒地土木研究所月寒庁舎物品賃貸借	契約職　独立行政法人土木研究所寒地土木研究所　所長　恒松浩　札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H20.04.01	国土交通省北海道開発局開発監理部 札幌市北区北8条西2丁目		－	1,845,254	－			－	会計規程第52条第4項第1号	場所が限定され、供給者(国)が特定される賃貸借契約を行ったため。	5	無						当該年度(平成20年度)のみ契約。			随意契約によらざるを得ない契約である。			(20年度限りのため具体的取組を要せず)				3	
20	寒地土木研究所道北支所賃貸借	契約職　独立行政法人土木研究所寒地土木研究所　所長　恒松浩　札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H20.04.01	国土交通省北海道開発局旭川開発建設部 旭川市宮前通東４１５５番３１		－	2,358,062	－			－	会計規程第52条第4項第1号	場所(合同庁舎等)が限定され、供給者(国)が特定される賃貸借契約を行ったため。	5	無						当該年度(平成20年度)のみ契約。			随意契約によらざるを得ない契約である。			(20年度限りのため具体的取組を要せず)				3	
21	寒地土木研究所道東支所賃貸借	契約職　独立行政法人土木研究所寒地土木研究所　所長　恒松浩　札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H20.04.01	財務省北海道財務局 札幌市北区北8条西2丁目		－	3,224,823	－			－	会計規程第52条第4項第1号	場所(合同庁舎等)が限定され、供給者(国)が特定される賃貸借契約を行ったため。	5	無						当該年度(平成20年度)のみ契約。			随意契約によらざるを得ない契約である。			(20年度限りのため具体的取組を要せず)				3	
22	寒地土木研究所月寒庁舎賃貸借	契約職　独立行政法人土木研究所寒地土木研究所　所長　恒松浩　札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H20.04.01	国土交通省北海道開発局開発監理部 札幌市北区北8条西2丁目		－	3,488,655	－			－	会計規程第52条第4項第1号	場所が限定され、供給者(国)が特定される賃貸借契約を行ったため。	5	無						当該年度(平成20年度)のみ契約。			随意契約によらざるを得ない契約である。			(20年度限りのため具体的取組を要せず)				3	

No.	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公益法人等(注11)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人等との契約の場合は再委託率(%)	左記再委託がある場合は、契約規定の有無	再就職の役員の数	随意契約理由等(点検前の状況)(注5)						点検前に自ら改善することとした内容(注6)						点検結果								備　考
												随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定があるが現時点で移行困難な理由	競争性のある契約への移行予定年限	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約へ前倒し(注7)	その他見直し	左記の具体的内容(改善点なしの場合その理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関すること(注10)	契約監視委員会等からの指摘事項(点検前の改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関すること(注10)	指摘事項等に対する具体的取組み	公益法人等との再委託に関するもの(注10)	契約価格の妥当性に関すること(注10)	点検の結果、適当とされた契約方式(注8)	見直し区分(注9)	
23	新聞購読(単価契約)	契約職　独立行政法人土木研究所　理事長　坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H20.04.01	(有)ニュースセンターつくば 茨城県つくば市花畑3丁目22番18号		－	2,292,718	－			－	会計規程第52条第4項第1号	再販売価格維持及び供給元が一であるため。	10	無						再販売価格維持及び供給元が一である			随意契約によらざるを得ない契約である。								
24	平成20年度会計監査	契約職　独立行政法人土木研究所　理事長　坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H21.01.26	監査法人トーマツ 東京都千代田区丸の内1丁目11-1		9,492,000	9,429,000	99.3%			－	会計規程第52条第4項第1号	資本金の額が100億円以上である独立行政法人土木研究所は、独立行政法人通則法第39条の規定により会計監査人の監査を受けなければならないこととなっているため、会計監査人による監査(財務諸表等会計に関する監査、意見)が必要となるものである。会計監査人は同法第40条の規定により主務大臣である国土交通大臣が選任することとなっており、上記監査法人は平成20年度の当法人の会計監査人として国土交通大臣から選任されたため、当法人の会計監査を実施することができる唯一の相手方である。	1	無						法令等(国土交通大臣からの選任)により相手方が明示されるもの			随意契約の理由を点検した結果、随意契約によらざるを得ない契約である。 ただし、随契理由書をより詳細に記載すること。			随契理由書をより詳細に記載する。				3	
25	寒地土木研究所一般廃棄物収集運搬	契約職　独立行政法人土木研究所寒地土木研究所　所長　恒松浩　札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H20.04.01	(財)札幌市環境事業公社 札幌市中央区北1条東1丁目	○	1,087,222	1,085,206	100.0%			－	会計規程第52条第4項第1号	札幌市では、平成6年4月より事業系一般廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備することを目的に、収集運搬体制を標記法人に一元化しているため、他に収集運搬を行うものがいない。	4	無						取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの			随意契約の理由を点検した結果、随意契約によらざるを得ない契約である。								単価契約 当初契約金額1,087,222円
26	湿式ガスホルダー修理	契約職　独立行政法人土木研究所寒地土木研究所　所長　恒松浩　札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H20.08.06	(株)土谷特殊農機具製作所 帯広市西21条北1丁目3番2号		1,365,000	1,365,000	100.0%			－	会計規程第52条第4項第1号	ガスホルダーが破損し被害等が発生する可能性があり、緊急に修理を要するため。	13	無						当該年度(平成20年度)のみ契約。			随意契約の理由を点検した結果、随意契約によらざるを得ない契約である。			(20年度限りのため具体的取組を要せず)				3	
27	VISTA年間保守	契約職　独立行政法人土木研究所　理事長　坂本忠彦 茨城県つくば市南原1－6	H20.04.01	GEDCO 1200, 815-8th Avenue S.W. Calgary, AB T2P 3P2 Canada		1,105,047	1,105,047	100.0%			－	会計規程第52条第4項第1号	本ソフトウエアはカナダ国GEDCOグループのSeismic Image Software社の製品であり、当該製品の販売・保守・アップグレード業務は、標記業者以外には行っていない。	18	無						供給者が一に限定されるソフトウエア保守			随意契約の理由を点検した結果、随意契約によらざるを得ない契約である。 ただし、技術革新の速い分野については、5年程度を目途にソフトウェアの導入の見直しを検討されたい。			今後、5年程度を目途にソフトウェアの導入の見直しを検討する。				3	
28	独立行政法人会計システム運用支援業務	契約職　独立行政法人土木研究所寒地土木研究所　所長　恒松浩　札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H20.04.01	NTTデータソリューション (株) 東京都千代田区一ツ橋1丁目1－1		4,994,535	4,410,000	88.3%			－	会計規程第52条第4項第1号	当研究所の導入した独立行政法人会計システムは、標記業者が開発したものであり、運用支援は当該システムの著作権を持つ標記業者でなければ行うことができない。	18	無						ソフトウエアの著作権等を有する者による保守			随意契約の理由を点検した結果、随意契約によらざるを得ない契約である。 ただし、技術革新の速い分野については、5年程度を目途にソフトウェアの導入の見直しを検討されたい。			今後、5年程度を目途にソフトウェアの導入の見直しを検討する。				3	
29	ソフトウェア保守	契約職　独立行政法人土木研究所寒地土木研究所　所長　恒松浩　札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H21.01.26	(株)JSOL 東京都中央区晴海2丁目5－24		1,575,000	1,575,000	100.0%			－	会計規程第52条第4項第1号	本ソフトのうち、LS-DYNAはアメリカのLivemore Software Tecnorogy Corp.により開発されたソフトであり、日本国内では標記業者が正規総代理店である。また、JVISIONは、LS-DYNAの連携ソフトとして標記業者が開発、販売しているものであり、標記業者以外には取り扱っていない。	18	無						供給者が一に限定されるソフトウエア保守			随意契約の理由を点検した結果、随意契約によらざるを得ない契約である。 ただし、技術革新の速い分野については、5年程度を目途にソフトウェアの導入の見直しを検討されたい。			今後、5年程度を目途にソフトウェアの導入の見直しを検討する。				3	

No.	契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公益法人等（注11）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人等との契約の場合は再委託率（%）	左記再委託がある場合は、契約規定の有無	再就職の役員の数	随意契約理由等（点検前の状況）（注5）						点検前に自ら改善することとした内容（注6）						点検結果								備　考
												随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	競争性のない随意契約によらざるを得ない事由	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定があるが現時点で移行困難な理由	競争性のある契約への移行予定年限	競争性のある契約方式への移行	競争性のある契約へ前倒し（注7）	その他見直し	左記の具体的内容（改善点なしの場合その理由）	公益法人等との再委託に関するもの（注10）	契約価格の妥当性に関すること（注10）	契約監視委員会等からの指摘事項（点検前の改善点に対する評価、指摘がない場合はその理由）	公益法人等との再委託に関するもの（注10）	契約価格の妥当性に関すること（注10）	指摘事項等に対する具体的取組み	公益法人等との再委託に関するもの（注10）	契約価格の妥当性に関すること（注10）	点検の結果、適当とされた契約方式（注8）	見直し区分（注9）	
30	圃場試験補助	契約職　独立行政法人土木研究所寒地土木研究所　所長　畑松浩　札幌市豊平区平岸1条3丁目1－34	H20.04.21	湧別町農業協同組合 紋別郡湧別町字錦２７９番地１		1,396,500	1,396,500	100.0%			－	会計規程第５２条第４項第１号	対象作物であるばれいしょ、てんさい、青刈りとうもろこし及び秋まき小麦の栽培に伴う一連の作業補助を行うものである。作物の肥培管理及び防除から収穫までの一連の作業を天候に合わせて適期に行う必要がある。そのため、試験箇所から近傍の者であり、なおかつ地域の気象特性を考慮した試験栽培作物の栽培技術について熟知していることが必要である。湧別資源循環施設の位置する湧別町内で、請け負えることが可能な業者が一であるため。	18	無						提供を行うことが可能な業者が一であるため。（平成22年度完了予定）			随意契約の理由を点検した結果、随意契約によらざるを得ない契約である。 ただし、随契理由書をより詳細に記載すること。			随契理由書をより詳細に記載する。				3	
							149,439,186																									

（注1）　対象となる契約は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）で公表を求められている平成２０年度における独立行政法人の契約状況で計上しているものとする。
（注2）　本様式の点検対象となる契約は、「平成20年度における独立行政法人の契約状況について（依頼）」（平成21年4月13日総務省行政管理局発出事務連絡）にて報告を求めた様式5の「競争性のない随意契約の合計」欄に計上されている契約とする。その際、内閣官房、総務省等のHPにて公表されている平成２０年の独立行政法人の契約状況と整合性が取れているか確認すること。
（注3）　単価契約である場合には、（注2）の報告に合わせて契約金額欄に実績総額または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価を記載する。
（注4）　競争性のある契約とは、「一般競争契約」「指名競争契約」「企画競争」「公募」のことをいう。
（注5）「随意契約理由等（点検前の状況）」欄には、当該契約について、平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請した、様式１又は様式2に掲載されている内容を記載する。また、当該事務連絡以前に締結された契約については、前述の内容に則して記載すること。（区分については、別添区分表の番号を記載すること。）
（注6）　該当する見直し欄（「競争性のある契約方式への移行」、「競争性のある契約へ前倒し」、「その他見直し」）のいずれか１箇所に"○"を記載し、具体的内容を記載すること。
（注7）　平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請した、様式１に掲載している契約について、移行年限を前倒しすることとしたものについて記載。
（注8）　点検の結果、指摘を受けた場合、当該契約において本来あるべき契約方式を（注4）の分類で記載すること（複数の可能性がある場合、1「一般競争契約」、2「指名競争契約」、3「企画競争」、4「公募」の優先順で１つを記載すること。複数記入不可。）。
（注9）　「見直し区分」欄には、見直し事項等を、1.「競争性のある契約に移行すべきもの」、2.「競争性のある契約に移行を前倒しとすべきもの」、3.「その他の見直し」と分類し、その番号を記載すること。（様式1-1）の数値と整合性を取ること。
（注10）「点検前に自ら改善することとした内容」、「契約監視員会等からの指摘事項」、「指摘事項等に対する具体的取組み」において、公益法人等との契約における再委託に関する内容及び契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「公益法人等との再委託に関するもの」及び「契約価格の妥当性に関すること」欄にそれぞれ"○"を記載すること。
（注11）契約相手が公益法人等の場合は"○"を記載すること。なお、公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人（特例民法法人、（公益、一般）財団法人、（公益、一般）社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等）」をいう。